

工作物台帳記載事項証明申請書

※手数料欄

平成 年 月 日

鳥取県中部総合事務所長 様

申請者 住所
氏名
(連絡先)

下記について、建築基準法施行規則第6条の3第1項第3号による工作物台帳に記載されていることを証する書面の交付を申請します。

| | | | | | | |
|---|----------------|-------|----------------|-----|---|---|
| 1 | 築造主 | 住所 | | | | |
| | | 氏名 | | | | |
| 2 | 敷地の位置 | | | | | |
| 3 | 工作物の構造 | | | | | |
| 4 | 工作物の種類 | | | | | |
| 5 | 工作物の高さ | | | | | |
| 6 | 確認済証 | 交付年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | 番 号 | 第 | 号 |
| | | 交付者 | | | | |
| 7 | 確認済証 (計画変更) | 交付年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | 番 号 | 第 | 号 |
| | | 交付者 | | | | |
| 8 | 検査済証 | 交付年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | 番 号 | 第 | 号 |
| | | 交付者 | | | | |

記入注意

証明申請書・・・本県では、敷地を所管する総合事務所長に提出してください。

- ① 日付は、申請年月日を記入してください。
- ② 申請者氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ③ 平成19年4月1日以降に申請する場合は、証明手数料が証明書1通につき650円必要ですので、収入証紙を手数料欄に貼ってください。